

# 金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱取扱要領

## (通則)

第1条 この要領は、金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号。以下「要綱」という。）の規定による奨励金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (奨励金の交付対象)

第2条 要綱第2条第2号ア、イ及び同条第3号アに規定する延べ面積は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第115条の規定により定められた各階ごとの面積の和とする。

2 要綱第2条第2号イに規定する専ら自己の居住の用に供されている部分には、地下室（居室、炊事室、便所、浴室等を除く。）、車庫及びバルコニーの部分を含まない。

3 要綱第2条第2号キ（ア）に規定する市長が指定する基準は、同（ア）に規定する評価方法基準のうち高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級2に該当する基準とする。

4 要綱第2条第2号クに規定する緑被率を算定するため必要な緑地面積の算定方法は、次の表の緑地の種類の欄が樹木であるものにあつてはその本数に当該区分に応ずる緑地面積の欄の面積を乗じ、次の表の緑地の種類の欄が生垣であるものにあつてはその延長に当該区分に応ずる緑地面積の欄の面積を乗じた面積を合計したものとする。

緑地の種類		基準	緑地面積
樹木	高木	樹高が3メートル以上のもので、将来成長して4メートル以上になるもの	25平方メートル
	中木	樹高が1メートル以上のもので、将来成長しても4メートル以上にならないもの	15平方メートル
	低木	樹高が1メートル未満のもの	1平方メートル
生垣		高さが1メートル以上で、延長1メートル当たりの植栽本数が2本以上のものに限る	1平方メートル

5 要綱第3条第2号に規定する建築後使用されたことのない個人住宅とは、建築後使用されたことのない個人住宅であつて、建築工事が完了した日より起算して1年未満のものとする。この場合、建築工事が完了した日とは、当該住宅の登記事項証明書による新築日又は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の発行日若しくは、要綱第8条に規定する工事完了届による工事完了日のうち、もっとも早い日をいう。

## (奨励金の額)

第3条 要綱第2条第3号に規定する基準は、次の各号に定める基準を満たす基準とし、かつ、夫婦（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者及び婚姻の予定者を含む。）の世帯とそのいずれかの親世帯とが一棟の家屋で同居する世帯が居住する住宅をいう。

一 各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と構造上独立し、かつ、各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所、風呂、便所等が備わり利用上独立していること。

二 区分所有を行わないこと。

2 要綱第2条第6号に規定する空き地、駐車場その他の更地とは、建築物のない土地をいう。ただし、次の各号の一つに該当する土地は除く。

一 立体駐車場の敷地となっている土地

二 本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるもの（以下「補助金等」という。）を受けて造成された土地

三 本市が過去に自ら造成した土地

四 当該敷地に、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年条例第6号）第2条第1号に規定する駐車場を設ける土地

- 3 要綱第4条第1号に規定する借入金等の額は、新築又は購入をした個人住宅のうちに専ら自己の居住の用に供さない部分がある場合においても、当該部分に係る借入金等に相当する額を控除しないものとする。ただし、当該部分に対し本市の融資、利子補給等が行われる場合にあつては、当該融資又は利子補給の対象となった借入金等に相当する額は控除するものとする。
- 4 要綱第4条第1号に規定する工事請負額又は購入額に相当する額は、新築又は購入をした個人住宅のうちに専ら自己の居住の用に供さない部分がある場合においても、当該部分に係る工事請負額又は購入額に相当する額を控除しないものとする。ただし、当該部分に対し補助金等の対象となった場合においては、当該補助金等の対象となった事業費に相当する額は控除するものとする。
- 5 要綱第4条各項の規定により算出された奨励金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を奨励金の額とする。

（計画の認定申請）

第4条 市長は、要綱第3条第1号に規定する者に対し要綱第5条第1項に規定するまちなか住宅建築計画認定申請書に添付する土地利用状況等報告書の提出を要綱第10条第1項の交付の申請の時まで猶予することができる。

- 2 要綱第5条第1項に規定するまちなか住宅建築計画認定申請書に添付するまちなか住宅建築奨励金制度チェックシート、まちなか住宅建築奨励金金額算出表、緑被率計算書、土地利用状況等報告書、勤務地証明書及び勤務予定申告書は、それぞれ様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号及び様式第16号によるものとする。

（計画の軽微な変更）

第5条 要綱第6条第1項に規定する市長が別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人住宅の建築の計画のうち、面積、間取り、仕様又は設備の変更（ただし、要綱第2条第2号に規定する一般個人住宅又は同条第3号に規定する二世帯個人住宅の要件をそれぞれ満たさなくなるものを除く。）
  - (2) まちなか住宅建築奨励金金額算出表の内容のうち、借入先又は償還期間（その年数が10年を下回らないものに限る。）の変更
  - (3) 前2号に準ずる軽微な変更
- 2 要綱第5条第1項の規定に基づき奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けた者が、前項に規定する軽微な変更をするときは、まちなか住宅建築計画軽微な変更届出書（様式第17号）を市長に提出するものとする。

（計画の取下げ）

第6条 要綱第7条第4号に規定する届出は、計画取下届（様式第18号）によるものとする。

（交付の申請）

第7条 要綱第10条第1項に規定する申請は、金沢市まちなか住宅建築奨励金交付申請書（様式第19号）によるものとする。

（適用除外）

第8条 要綱第12条第2項に規定する市長が指定するものは、次の各号に掲げる補助金等とする。

- (1) 廃止前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成10年3月31日決裁）の規定に基づく奨励金

- (2) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付要綱（平成13年告示第161号）に規定する一般建造物修景事業に係る補助金
- (3) 廃止前の金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱（昭和61年4月1日決裁）に規定する茶屋街まちなみ修景事業のうち建築物修景事業に係る補助金
- (4) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年10月1日決裁）に規定する景観地区まちなみ修景事業のうち建築物修景事業及び茶屋街まちなみ修景事業のうち建築物修景事業に係る補助金
- (5) その他建物本体又はその主要な部分に係る補助金等で、この要綱の規定による奨励金と重複すると市長が認めるもの

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた者については、なお従前の例による。

まちなか住宅建築奨励金制度チェックシート（新築・建売）

建築物	所在地 (地番)	金沢市						
	用途		階数	階	構造	造	延べ面積	m <sup>2</sup>
建築主	〒 ー 住所 氏名							
	Tel ( ) ー							
居住人数 (予定)		人		世帯構成 (予定)				

記入方法	1「内容」及び「該当条件判定」の欄を各項目ごとに記入してください。
	2「内容」の欄は、各欄の( )に示す事項を簡潔に記入してください。
	3「該当条件判定」の欄は、各項目の適合の判定を次の記号で記入してください。 ○：条件に適合      ×：条件に不適合      /：当該事項が関係ない

☆計画の認定を受けることができる人とは・・・

項目	内容	該当条件判定		備考
		申請者	市	
・ 一戸建て住宅を自己が居住するために <b>新築</b> する。				
・ 居住用一戸建て住宅を新築し、販売する。				
・ 借入金を有している。	(借入先)			※詳細は別紙
・ 年齢について (認定申請年度の4月1日における満年齢)	(満年齢)			※45歳未満の方 ※60歳以上の方
・ 世帯状況(交付申請日における子どもの人数及び満年齢の見込み)	(子どもの人数) (満年齢)			※多子世帯の場合
UJIターンの	・ 金沢市内又は白山市、かほく市、野々市市、津幡町若しくは内灘町の区域内に勤務し、又は勤務する予定の者(勤務には事業を営む者を含む) (認定申請時点)			※UJIターンの場合
	・ 金沢市内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定の者(認定申請時点)			※UJIターンの場合
	・ 金沢市内に移住する前に市外に3年以上居住していた者 (認定申請時点)			※UJIターンの場合
・ 市税を完納している。				

☆奨励金を受けることができる建物とは・・・

項 目	内 容	該 当 条 件 判 定		備 考	
		申 請 者	市		
	・ 家屋の延べ面積が75㎡以上280㎡以下である。	(延べ面積) ㎡			
	・ 延べ面積の2分の1以上が専ら自己居住の用に使われる。	(居住部分) ㎡			
	・ 瓦ぶきであり、かつ、軒の出のある勾配屋根である。	(軒の出) (勾配)			
	・ 外壁および開口部には、できる限り伝統的な意匠、素材が用いられている。				
	・ 塗壁の和室(4畳半以上の畳敷き)を設けている。	(塗り壁の仕様)			
	・ 景観条例に基づく景観形成基準に適合又はその他の区域については準じた配慮がされている。				
	・ こまちなみ保存区域内では、定められた基準に準じている。				
住宅性能評価	・ 建設住宅性能評価書の交付を受ける住宅である。				
	・ 高齢者等への配慮に関する事項の等級2の基準に適合している。				
長期優良認定	・ 長期優良住宅の認定の通知を受ける住宅である。				
	・ 階段、便所、浴室、玄関に手すりを設置している。				
二世帯住宅の基準	・ 延べ面積が150㎡以上280㎡以下である。	(延べ面積) ㎡			
	・ 各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と構造上独立し、かつ、各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう、専用の台所、風呂、便所等が備わり利用上独立している。				
	・ 区分所有建物としない。				
等駐 活車 用場	・ 建築場所の土地が引き続き3年以上にわたり空き地、青空駐車場その他の更地であった。				
	・ 敷地内の緑被率が30%以上である。	(緑被率) %			別紙緑被率計算書のとおり

まちなか住宅建築奨励金金額算出表

1 個人住宅の持分

氏名	持分
本人	
共有者	

2 対象借入金等のチェック

チェック項目	チェック欄	市確認
償還期間が10年以上である。	はい・ いいえ	
借入先から住宅取得等特別 控除の証明が受けられる	はい・ いいえ	

3 個人住宅の新築・購入に係る借入金等の額 ※借入金等が連帯債務の場合には、自己負担分が対象となります。

借入先	債務者	借入金額 ①	自己負担率 ②	①×②	償還期間
合 計				③	

4 個人住宅の取得の対価（土地等の取得費用は除く。）

〔（請負代金又は購入対価）×本人持分〕 \_\_\_\_\_ 円

5 対象借入金の額 3③と4のいずれか少ない方の金額 \_\_\_\_\_ 円

6 奨励金の額（基本額）

(1) 一般個人住宅の新築・購入の場合

(ア) 5の対象借入金の額×10.0% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 200 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 二世帯個人住宅の新築・購入の場合

(ア) 5の対象借入金の額×10.0% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 300 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

7 奨励金の額（加算額）

(1) 駐車場等土地活用の場合の上乗せ

(ア) 5の対象借入金の額×1.5% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 30 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 若年者の場合の上乗せ

(ア) 5の対象借入金の額×2.5% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 50 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

(3) シニア該当者の場合の上乗せ

(ア) 5の対象借入金の額×1.0% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 20 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

(4) 多子世帯の場合の上乗せ

(ア) 5の対象借入金の額×1.0% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 20 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

(5) UJIターンの場合の上乗せ

(ア) 5の対象借入金の額×2.5% = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 50 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

加算額の合計(ア)=(1)+(2)+(3)+(4)+(5) = \_\_\_\_\_ 円

(イ) 最高 100 万円×本人持分 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

(ウ) 奨励金(加算額)の額 (ア)(イ)のいずれか少ない方の額 \_\_\_\_\_ 円

8 奨励金の合計額 (10,000 円未満の端数は切り捨て) \_\_\_\_\_ 円

■ 緑被率計算書

敷地面積 (a)				m <sup>2</sup>
樹種名	本数(生垣は延長)	基準面積	緑地面積	
高木	本	1本当たり 25 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	計	本	25 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
中木	本	1本当たり 15 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	計	本	15 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
低木	本	1本当たり 1 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	本		m <sup>2</sup>	
	計	本	1 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
生垣	m	1m当たり 1 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m		m <sup>2</sup>	
	m		m <sup>2</sup>	
	計	m	1 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
合計		緑地面積 (b)		m <sup>2</sup>

注: 高木 … 樹高3m以上(将来成長して4m以上となる)もの  
 中木 … 樹高1m以上3m未満のもの  
 低木 … 樹高1m未満のもの  
 生垣 … 高さ1m以上かつ延長1m当たりの植栽本数が2本以上のもの

緑被率計算

緑被率 = \_\_\_\_\_ × 100 (%) =          (%) ≥ 30%

【記入方法】 緑被率 =  $\frac{\text{緑地面積}(b)}{\text{敷地面積}(a)} \times 100 (\%)$  としてください。

◆ 樹種名 (参考にして下さい)

種別	樹種
高木	常緑 マツ・アラカシ・クスノキ・クロガネモチ・ゲッケイジュ・スタジイ・タブノキ・モチノキ・モッコク
	落葉 イチョウ・ウメ・エンジュ・カエデ・ケヤキ・コブシ・サクラ・サルスベリ・ナツツバキ・ナナカマド・ハナミズキ・メタセコイヤ・モクレン・ヤマボウシ
中木	常緑 キンモクセイ・コノデガシワ・サザンカ・サンゴジュ・タギョウショウ
	落葉 ツバキ・ヒイラギ・マサキ・ハナズオウ・ムクゲ
低木	常緑 アオキ・カンツバキ・キャラボク・キョウチクトウ・クチナシ・サツキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツゲ・ツツジ類・トベラ・ハクチョウゲ
	落葉 アジサイ・ウメドキ・キンシバイ・コデマリ・ドウダンツツジ・トサミズキ・ハギ・マンサク・ユキヤナギ・レンギョウ
生垣	ツゲ・ウバメガシ・ベニカナメモチ

土地利用状況等報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

土地所有者 住所

氏名

印

下記の建築場所の従前の土地利用状況については次のとおりです。

1 建築場所	金沢市
2 従前の土地利用の状況	
3 従前の土地利用の開始時期	
年 月 日	
(宛先) 金沢市長	
従前の土地の利用状況の確認に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。	
土地所有者	住所 氏名 印

備考

- 1 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 従前の土地利用を証する書類  
(所持されていない場合は、提出されなくても結構です。)
  - (2) 土地所有権を確認できる書類
- 2 従前の土地利用の開始時期が不明の場合は、知りうる限り最も古い時期を記載してください。



## 勤務地証明書

(宛先) 金沢市長

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(勤務先)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

上記の者が、当地に勤務していることを証明します。

平成 年 月 日

(勤務先等の名称等)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

(電話 — — )

注意：勤務先の所在地及び名称は、実際に勤務している事業所又は事務所等を記入してください。

## 勤務予定申告書

(宛先) 金沢市長

(勤務予定先)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

(勤務開始予定時期)

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 頃 \_\_\_\_\_

上記のとおり勤務を予定していることを申告します。

なお、要綱第 10 条第 1 項に規定するまちなか住宅建築奨励金の交付申請時において、勤務地証明書(様式第 15 号)を添付できない場合は、UJI ターン該当に基づく奨励金を減額するため、まちなか住宅建築計画の変更認定を申請します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(申告者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第 17 号(第 5 条関係)

まちなか住宅建築計画軽微な変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

氏名 印

電話 ( )

年 月 日付け金沢市指令収 第 号で認定の通知を受けたまちなか住宅の建築の計画について、軽微な変更が生じたので届け出ます。

1 建築主	
2 建築場所	金沢市
3 軽微な変更の内容	
4 変更の理由	

備考 次に掲げる書類のうち、変更になったものを添付してください。

- (1) まちなか住宅建築奨励金制度チェックシート
- (2) まちなか住宅建築奨励金金額算出表
- (3) 付近見取図、配置図(植栽の状況が分かるもの)、平面図、求積図、立面図(伝統環境保存区域及び伝統環境調和区域以外の区域にあっては、彩色が施されたもの)及び矩計図
- (4) 緑被率計算書

計 画 取 下 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住 所

氏 名 印  
電 話 ( )

年 月 日付け金沢市指令収 第 号で認定の通知を受けたまちなか住宅の  
建築の計画について、都合により計画を中止しますので取下げます。

1 建築主	
2 建築場所	金沢市
3 取下げの理由	

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

印

電話 ( )

まちなか住宅建築計画に係る事業が完了し、奨励金の交付を受けたいので、当該事業の成果を添えて、金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

1	奨励金交付申請額		円
2	対象借入金の額		円
事業 の 成 果	建築場所	金沢市	
	種 別	新 築	購 入
	駐車場等土地活用	該当する	該当しない
	二世帯住宅	該当する	該当しない
	若年者	該当する	該当しない
	シニア	該当する	該当しない
	所有者及び持分		
	多子世帯	該当する	該当しない
	U J I ターン	該当する	該当しない
	家屋の延べ面積	自己居住の部分	
居住以外の部分			m <sup>2</sup>
計			m <sup>2</sup>
4	適合通知書の番号及び日付	年 月 日	金沢市指令収 第 号
年 月 日			
(宛先) 金沢市長			
奨励金の交付に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。			
申請者	住所		
	氏名		印

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建物の登記事項証明書
- (2) 世帯全員の住民票の写し(建築場所に居住していることが確認できるもの)
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 金銭消費貸借契約書等の写し
- (5) 住宅資金に係る借入金等の残高証明書(別紙)又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 22 第 2 項に規定する書類の写し
- (6) 建築基準法第 7 条第 3 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し(確認申請が必要な場合に限り。)
- (7) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の写し又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項に規定による認定の通知書の写し

※購入の場合のみ(8)を追加添付してください。

- (8) チェックシート(様式第 11 号)及び算出表(様式第 12 号)

※U J I ターンの場合のみ(9)を追加添付してください。

ただし、まちなか住宅建築計画認定申請書に勤務地証明書を添付した場合は、添付は不要です。

- (9) 勤務地証明書(様式第 15 号)

(別紙)

## 住宅資金に係る借入金等の残高証明書

金融機関等債権者

様

申請者 住 所

氏 名

印

金沢市から「まちなか住宅建築奨励金」の交付を受けるため、住宅取得資金に係る借入金又は債務の残高について証明願います。

住宅取得資金の借入れ等 をしている者	住所			
	氏名			
住宅借入金等の区分	租税特別措置法 第41条第1項 第 号	住宅借入金等の 内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	残高	円 ( 年 月 日 現在 )		
	当初金額	年 月 日 円		
償還期間又は割賦期間	年 月から の 年 月間 年 月まで			
(摘要)				

年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

年 月 日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地

名 称

印

◎ この証明書は、租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定による証明書に準じて記載してください。

(問い合わせ先 金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課 TEL 076-220-2136)

(ご注意) 住宅借入金等の内訳が2の「土地等のみ」である場合は、まちなか住宅建築奨励金は交付されません